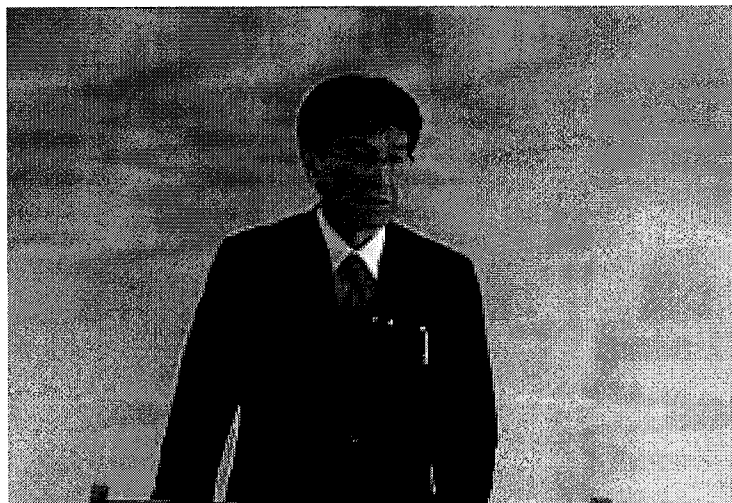
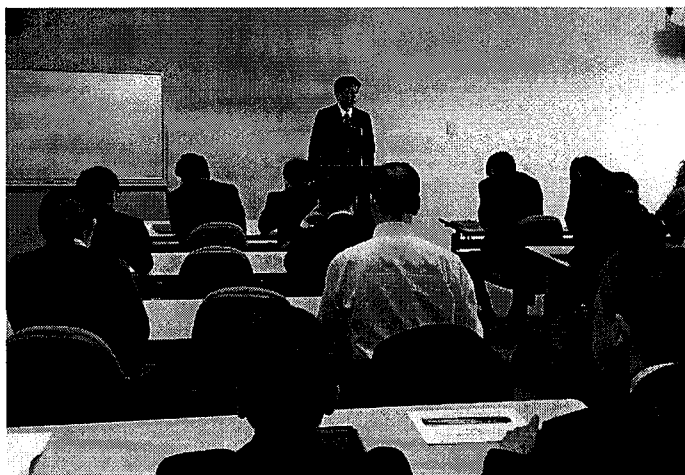


セミナー開催のご報告

去る4月23日、弊社セミナー室にて「事業経営に生かす改正税法」と題しまして、改正税法セミナーが開催されました。当日は32名のお客様において頂き、平成26年度新たに始まる生産性向上設備投資促進税法などを中心に解説しました。今後設備投資をされる予定の方、対象となる設備を販売される方など、それぞれの立場で今回の税制を生かした自社のメリットをご検討いただけたのではないのでしょうか。



休憩なしの2時間という長丁場でしたが、皆さま熱心に受講されていました。ご参加頂いた皆様、誠にありがとうございました。

次回もより多くの皆様にご参加頂きますようお願いいたします。

経営に役立つメールマガジン

永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

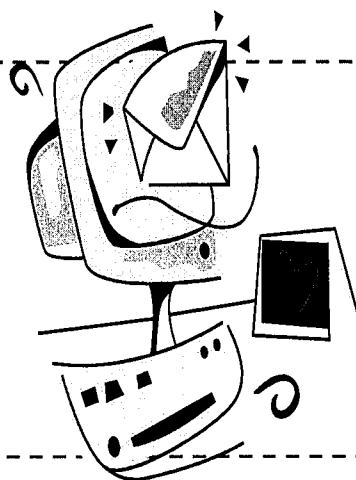
全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。

ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikei.co.jp 宛に、

会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。



医療機関も使える！生産性向上設備投資促進税制

平成26年度税制改正により創設された、“生産性向上設備投資促進税制”。これは設備の新陳代謝を図ることや民間投資を促進する目的で創設されました。

この制度の名称や創設の目的から、製造業あるいは建設業しか適用できないのではないかと考えられがちですが、この制度の適用対象業種は決まっておらず、全ての業種について、要件に該当しさえすれば投資額全てを事業に要した年度で損金（個人事業者にあっては必要経費）とすることができます。

● 制度の概要

この制度は、平成26年1月20日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供した場合について、次の期間に応じてそれぞれ次の特別償却、あるいは税額控除のいずれかを適用することができます。

制度	設備取得及び事業供用期間	
	H26.1.20~H28.3.31	H28.4.1~H29.3.31
特別償却	100%償却	50%償却
税額控除	所得価額の5% (建物等は3%)	所得価額の4% (建物等は2%)

● では、医療機関は使えるのか？

たとえば医療法人であれば分院の設置、歯科医院であればチェアの増設などで、数字の策定がしやすいのではないのでしょうか。また、〇〇装置を導入することによって、保険点数が〇〇点アップし、患者が〇〇人増加できる見込みであるから…などと数字に落とし込みやすい投資を行う場合には、この制度は利用しやすいかもしれません。

この制度はクリニックの建物の増築、改築、修繕又は模様替えなども対象に含まれるため、これらの投資に関して投資利益率の数字をはじきだせることができれば、制度の適用について検討の余地があるでしょう。

※ 詳しい内容につきましては、弊社担当者までお問い合わせ下さい。